



鳥取県公報

平成 21 年 6 月 5 日 (金)
第 8 0 9 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (395) (障害福祉課) 2
	保安林の指定の解除予定 (396) (森林・林業総室) 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (397) (会計指導課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (398) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (399・400) (西部総合事務所農林局) 3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (17) 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (3 件) (自治振興課) 5
◇ 正 誤	平成 21 年 3 月 31 日付鳥取県規則第 26 号中訂正 7

告 示

鳥取県告示第395号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
独立行政法人国立病院機構	東京都目黒区東が丘二丁目5-21	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	育成医療 更生医療	平成21年6月1日
鳥取大学医学部附属病院長 豊島 良太	米子市西町36-1	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	〃	〃
医療法人佐々木医院 理事長 佐々木 博史	西伯郡大山町田中646-1	はまなす訪問看護ステーション	西伯郡大山町田中1383	育成医療 更生医療 精神通院医療	〃

鳥取県告示第396号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字下蚊屋字三王原402の51・403の5（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第397号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

文化財課が発行する刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県教育委員会事務局文化財課

課長補佐兼主幹 植木 敏郎

3 委任期間

平成21年6月1日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第398号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成21年5月29日	649	鳥根県安来市吉佐町1054-22	ファミリーマート米子糀町店 店長 古山 豊	米子市糀町一丁目163-1

鳥取県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

退任した役員の氏名及び住所

理事	多 田 和 夫	米子市日下570
〃	仲 石 総 夫	米子市日下554
〃	松 本 直 樹	米子市日下152
〃	鴨 谷 滋	米子市日下277-2
〃	山 上 武 史	米子市福万707
〃	舩 寄 隆	米子市福万266
〃	鴨 谷 昌 洋	米子市福万383-2
〃	福 本 賢 悦	米子市福万190-2
〃	福 島 公 明	米子市福万183
〃	奥 田 薫	米子市福万619
監事	山 根 一 夫	米子市日下554-2

〃 加 藤 晴 已 米子市福万673
〃 奥 田 守 正 米子市石州府456
平成21年3月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 松 村 佐登志 米子市日下750
〃 松 下 清 米子市日下319
〃 山 村 茂 米子市日下304-3
〃 船 越 操 米子市日下282
〃 山 上 武 史 米子市福万707
〃 船 岡 市 秋 米子市福万493-2
〃 福 島 公 明 米子市福万183
〃 福 原 潤 一 米子市福万191-30
〃 田 村 浩 二 米子市福万201
〃 田 口 守 米子市石州府494
監 事 畑 中 愛 国 米子市日下296
〃 佐 藤 基 米子市福万694
〃 高 橋 秀 昭 米子市石州府450
平成21年3月23日就任 任期 平成25年3月22日まで

鳥取県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

退任した役員の氏名及び住所

理 事 坂 本 和 夫 西伯郡伯耆町上細見193
〃 石 崎 潔 西伯郡伯耆町立岩71-1
〃 田 村 辰 祥 西伯郡伯耆町吉定127
〃 安 田 邦 泰 西伯郡伯耆町吉定665
〃 野 坂 英 夫 西伯郡伯耆町岸本205
〃 井 中 勝 美 西伯郡伯耆町押口15
〃 勝 部 博 史 西伯郡伯耆町遠藤25
〃 野 坂 次 雄 米子市石州府448
〃 船 本 博 孝 米子市福万295
〃 福 島 康 孝 米子市福万183
〃 中 本 高 夫 米子市尾高101-39
〃 松 村 博 隆 米子市尾高1189
平成21年4月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 井 澤 健 一 西伯郡伯耆町上細見214

〃	石 崎 潔	西伯郡伯耆町立岩71-1
〃	田 村 辰 祥	西伯郡伯耆町吉定127
〃	松 田 孝 義	西伯郡伯耆町吉定244
〃	野 坂 英 夫	西伯郡伯耆町岸本205
〃	三 宅 幸 親	西伯郡伯耆町押口51
〃	勝 部 博 史	西伯郡伯耆町遠藤25
〃	野 坂 次 雄	米子市石州府448
〃	船 越 千 秋	米子市福万232
〃	福 島 康 孝	米子市福万183
〃	中 本 高 夫	米子市尾高101-39
〃	松 村 博 隆	米子市尾高1189

平成21年4月19日就任 任期 平成25年4月18日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年6月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,773
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	148,105
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,991
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,096
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,966
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,934
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,656
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,949
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,654
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,730
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,903

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成21年4月1日 |
| 4 契約の相手方名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 165,675,720円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特任役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特任役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成21年4月1日 |
| 4 契約の相手方名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 98,253,540円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特任役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特任役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------|------------|
| 1 調達件名及び数量 | データ管理事務 一式 |
|------------|------------|

- | | |
|------------------------|--|
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 契 約 日 | 平成21年 4 月 1 日 |
| 4 契約の相手方名称及び
所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 52,891,545円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同
種の特任役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達す
るとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県企画部地域づくり支援局情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |

正 誤

平成21年 3 月 31 日公布の鳥取県規則第26号（鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 45

行 2

誤 （平成21年法律第 号）

正 （平成21年法律第 9 号）